

大津市議会委員会条例及び大津市議会委員会規程に係る情報通信技術の活用に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号。以下「委員会条例」という。）及び大津市議会委員会規程（平成26年議会議長告示第2号。以下「委員会規程」という。）に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程で使用する用語は、委員会条例及び委員会規程において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(2) 電子証明書 委員会又は委員長（以下「委員会等」という。）に対して通知を行う者又は委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（委員会等の使用に係る電子計算機（委員会条例第54条第1項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別することができるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成したもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

エ その他議長が定めるもの

(委員会等に対する通知に係る電子情報処理組織)

第3条 委員会条例第54条第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、委員会等の使用に係る電子計算機と、委員会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であって委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信することができる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による委員会等に対する通知)

第4条 委員会条例第54条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により委員会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等(同項に規定する文書等をいう。第6条、第9条第2号及び第10条において同じ。)により行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名(通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(委員会等からの通知に係る電子情報処理組織)

第5条 委員会条例第54条第2項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、委員会等の使用に係る電子計算機と、委員会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信することができる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による委員会等からの通知)

第6条 委員会等は、委員会条例第54条第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(委員会等からの通知を受ける旨の表示の方式)

第7条 委員会条例第54条第2項ただし書に規定する議長が定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第5条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出  
(氏名又は名称を明らかにする措置)

第8条 委員会条例第54条第5項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものは、電子署名（委員会等に対して行われる通知（通知を行う者が議員であるものを除く。）に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）又は第4条第2項ただし書に規定する措置とする。

（通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第9条 委員会条例第54条第6項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 委員会等に対して通知を行い、又は委員会等から通知を受ける者について対面により本人であることを確認すべき事情があると議長が認める場合
- (2) 委員会等に対して行われ、又は委員会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがあると議長が認める場合  
(電磁的記録による作成等)

第10条 委員会等は、委員会条例第55条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（条例等に特段の定めがない場合）

第11条 委員会条例及び委員会規程に規定する通知、作成、保存等（委員会条例第54条及び第55条の規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、委員会条例及び委員会規程に特段の定めのある場合を除くほか、委員会条例第54条及び第55条の規定並びにこの規程の規定の例による。

（委任）

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議

長が定める。

附 則

この規程は、令和8年 月 日から施行する。